

1月の園だより

新高山めぐみ幼稚園 2021年1月7日(木) MEGUMI KINDER GARTEN SINCE 1978



～あけましておめでとうございます～



新しい1年が始まりました。ご家庭でも良いお正月を迎えられたことと思います。今学期は1年のしめくりです。2月のお遊戯会に向け、お遊戯会の練習が保育の中心となりますが、子ども達がより充実した生活を送れますようにと思っています。ご家庭との連携をより密にして、職員一同、気を引き締めて参りたいと思います。

本年もどうぞよろしくお願いたします。



保育目標

- ・年長組・・・☆新しい年を迎えて新しい希望を持ち、3学期の園生活に希望を持つ。
☆役割や仕事の分担をしながら協力する楽しさを味わう。
☆友だちと共通の目的を持ち、試行錯誤しながら遊びを進める楽しさを味わう。
- ・年中組・・・☆きまりのある生活を守って友だちといっしょに楽しく遊ぶ。
☆自然の変化や現象に興味を持ち、健康や生活の安全に注意する。
☆友だちといっしょに思いを伝えながら楽しんで遊びを進める。
- ・年少組・・・☆早く園生活に戻り、元気で遊ぶ。
☆寒さに負けず、戸外で元気に遊ぶ。
☆冬の生活の仕方を身につけ、寒い冬を健康に過ごす。



教職員の異動のご挨拶

♥教職員人事の一部異動を行うこととしましたので、ここにご報告申し上げます。

園生活についてのお願い

★新学期の開始に当たり、ぜひご一読下さい。

1) ご家庭

- ①よく寝て、よく食べる



- ②当日朝の体調を確認
- ③健康観察カードに記入し、メッシュケースへ *教職員も記入
- ④出発前に入念な手洗い *自家用車・バス通園のどちらも
- ⑤マスクを着用して登園・バス乗車 *0・1歳児は着用不要
*全員、予備のマスク1枚をメッシュケースへ
- ⑥送迎の保護者は園内に入るのを控える
- ⑦身近に感染者・濃厚接触者が判明したら園長へ連絡 *園はプライバシーに配慮

2) 幼稚園・いちご組

- ①園内各所の消毒 *スクールバスも同じ
- ②ポンプ式消毒液と石けんを常備して常用
- ④全教室・保育室のプラスマイオンクラスター発生機を活用 *業務用を追加導入済み
- ⑤教室・保育室の換気、空間を広く利用 *エアコン使用時も定期換気

年長組へのお知らせ・お願い



1) ピアニー

- ☆明日よりピアノのおけいこを再開します。本日ピアノを持って来ていない人は、明日は必ず持たせてあげて下さい。
- ☆ピアノをお家に持ち帰ることがありましたら、いっしょに練習を見てあげて下さい。毎日使いますので持ち帰った翌日には必ず園に持たせてあげて下さい。

2) プリント「就学前にしつけないこと」

- ◆本日、「就学前にしつけないこと」のプリントを配布しています。よく目につく所に貼って、ご家庭でも心がけて下さい。

3) 園での就学前の準備

☆就学前の準備として、2学期末から毎日、この5点を必ず自分で確認をし、登園するように決めています。ご家庭でも忘れ物がないよう、心がけて下さい。

- ☆①カラー帽子、②スモック、③名札、④ハンカチ、⑤ネクタイ
- ☆子どもたちは毎日忘れ物がゼロになるよう、がんばっています。



節分

☞日時：2月1日（月） 10：00～ ＊園児のみで行います。

☞伝統的な日本の行事です。子ども達は自分で作ったオニのお面をかぶり、職員やお友達といっしょに豆まきをし、心の中の悪いオニを退治します。オニのお面を2月1日（月）に持ち帰りますので、ご家庭でも豆まきをしてみてください。

☞1月28日（木）に自分で作ったお面をかぶって各クラスのグループごとに記念撮影をします。なるべくお休みのないようにしてください。



無償化にかかわる変更は早めの手続きを

◆以下に該当する変更が生じた場合、必ずご自身でお早めに手続きを進めて下さるよう、お願いいたします。

◆【全員】①申請保護者が変わる、②他の市へ転居する、③離婚等で世帯状況が変わる
*例：福山市から尾道市へ転居した場合、改めて尾道市へ認定の申請が必要です。

◆【第2号】①勤務先の変更、②労働時間が大幅に変更、③育児休業の開始・終了、④病気などにかかった・回復した、⑤介護する必要・不要、⑥ご出産など 保育の必要性にかかわる諸点の変更

◆手続きが間に合わないと空白期間が生じ、最悪、保育料を全額実費で支払う（全員）、ひまわり保育の利用料が戻ってこない（第2号）かもしれません。

*例：ある第2号のご家庭の場合、1ヶ月分の空白が生じると0円負担→33,460円の実費を支払い。

◆無償化にかかわる行政の窓口は以下の通りです。 ＊まずは園へご相談下さい。

・尾道市教育委員会 庶務課 庶務係 0848-20-7238

・福山市保健福祉局 保育施設課 084-928-1140

◆各手続きの用紙（様式）は園にあります。

◆手続きを終わりましたら、必ず園へご一報下さい。 ＊特に第1号から第2号への変更

◆尾道市：前月の15日までに手続きをすれば、翌月から変更となります。

福山市：毎月5日と20日の2回、一括で認定します。それぞれの前日までに書類を提出して下さい。